

西神・山手線ワンマン運転化、駅務遠隔化システム導入等を見据えた対応

令和7年5月12日に提案した「西神・山手線ワンマン運転化、駅務遠隔化システム導入等を見据えた対応（案）」及び令和6年度に提案した「交通局 人事・給与制度改革について（案）」のうち、この間の高速鉄道部会、分科会、各支部交渉を踏まえて、以下の点について確認する。

記

① 運転士の乗務付帯時分の見直し

- ・ワンマン化後の標準作業手順における作業にかかる実測時間に基づいて西神・山手線、北神線の乗務付帯時分を見直すとともに、海岸線についても実測時間に基づいて乗務付帯時分を見直す。

（変更時期）

西神・山手線、北神線：令和8年1月（ワンマン運転化開始時期）

海岸線：令和8年3月（ダイヤ改正時期）

（名谷）

項目	現行	変更案
出勤点呼	20	19
仮泊後点呼	20	24
出勤点呼（中休後半）	15	3
退勤点呼	12	2
仮泊前点呼	12	7
名谷車庫便乗（マイクロ）	10	6
名谷車庫徒歩（マイクロ）	—	4
名谷車庫便乗（タクシー）	10	5
名谷車庫徒歩（タクシー）	—	2
出庫回送	8	11
入庫回送	6	8
入庫点検	10	5
入庫・入換前点検	3 名谷3番線入庫1分	4

(新神戸)

項目	現行	変更案
仮泊後点呼	20	8
仮泊前点呼	12	7

(谷上)

項目	現行	変更案
仮泊後点呼	20	8
仮泊前点呼	12	7
徒歩 (Y・Z 線)	4	5
入庫点検	10	5
出庫回送	6	11

(西神中央)

項目	現行	変更案
仮泊後点呼	20	8
仮泊前点呼	12	7

(荏藻)

項目	現行	変更案
出勤点呼	18	19
仮泊後点呼	18	24
出勤点呼 (中休後半)	13	3
退勤点呼	10	2
仮泊前点呼	10	7
御崎車庫便乗	10	6
御崎車庫徒歩	—	2
入庫点検	7	3

(花時計・三宮、新長田)

項目	現行	変更案
仮泊後点呼	18	8
仮泊前点呼	10	7

② 車掌の駅掌への転任

- ・ワンマン化に移行する令和 8 年 1 月以降に、車掌に対する駅掌業務研修（委託駅を含めた駅における実地研修を含む）を実施する。車掌は、研修終了後、順次駅掌に転任し、駅務業務に従事する（令和 8 年 1 月～3 月予定）。

③ 駅業務の勤務時間の見直し

- ・駅係員の勤務時間について、それぞれの駅業務の実態を考慮し、手じまい時分、準備時分、助役引継ぎ時分について見直しを図る方向で、協議を継続する。
(変更時期) 西神・山手線直営駅：令和 8 年 4 月
現行の委託駅に関しては、直営化時期に合わせて変更
- ・駅務遠隔化システム導入以降の勤務時間については、駅業務のあり方、勤務体制の見直しを踏まえ、駅配置の職員の健康管理・職員の負担軽減の観点から、拘束時間をより短い 21 時間に短縮する勤務シフトを提案したところであるが、これまでの協議経過を踏まえ、新たな勤務シフトを提案する。

④ 運転指令区、名谷乗務区、苅藻乗務区の勤務時間の見直し

- ・運転指令区、乗務区の勤務時間について、深夜・早朝の業務見直し等を行い、隔勤勤務者に時差仮眠を導入する提案をしているところであるが、これまでの協議経過を踏まえ、職員の健康管理の観点から見直しを進める方向で協議を継続する。

⑤ 一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事

- ・ワンマン化による人員体制の移行後も、継続的にジョブローテーションを実施するため、一定年齢以上（当面 60 歳以上）の運転士については、駅務業務に就くこととする。（令和 7 年度は駅掌研修後、以降は 4 月 1 日に異動）
- ・定年延長中の職員については、非常時において、必要な研修等を行い運転業務に復帰する場合がある。
- ・職種名は、定年延長中の職員は「駅務士」、再任用職員は「駅掌」とする（号給調整なし）。
- ・定年の引き上げが完成する令和 13 年度末まではこの取扱いとする。

⑥ 運転士転任選考基準の見直し

- ・ワンマン化に伴い、車掌業務が見直されることから、今後実施する運転士転任選考基準を以下のとおり見直す。

現行	車掌在職 1 年以上 22 歳～45 歳未満 (採用から最短 3 年目で転任選考受験、4 年目から運転士)
改正後	駅掌在職 2 年以上 20 歳～45 歳未満

※車掌経験のある職員については、上記選考要件の「駅掌在職年数」に関わらず受験できることとし、選考時の勤務評定に一定点を加点する（車掌経験年数に関わらず一律。令和 13 年度末までの取り扱いとする）

(参考資料)

③駅業務勤務時間の見直し
駅務遠隔化システムの導入以降の
勤務時間の見直し（24時間イメージ）

